

議案第54号

鶴ヶ島市個人情報保護条例を廃止する条例について

鶴ヶ島市個人情報保護条例（平成9年条例第10号）を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月24日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度が法制度に一元化されるため、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市個人情報保護条例を廃止する条例

鶴ヶ島市個人情報保護条例（平成9年条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（鶴ヶ島市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

2 次に掲げる者に係るこの条例による廃止前の鶴ヶ島市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第10条第2項各号に掲げる業務（以下この号において「旧業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において旧業務に従事していた者

3 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第28条又は第36条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第2項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において

旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鶴ヶ島市情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止)

- 7 鶴ヶ島市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成9年条例第12号)は、廃止する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審議会(注)の項を削る。

(鶴ヶ島市情報公開条例の一部改正)

- 9 鶴ヶ島市情報公開条例(平成14年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第30条」に改める。

第27条を削り、第4章中第28条を第27条とし、第29条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

(鶴ヶ島市行政不服審査会条例の一部改正)

- 10 鶴ヶ島市行政不服審査会条例(平成28年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「鶴ヶ島市個人情報保護条例(平成9年条例第10号。以下「保護条例」という。)第43条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した市の機関(議会を除く。)」に、「保護条例第22条第1項に規定する開示決定等、第32条第1項に規定する訂正決定等又は第40条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(保護条例第2条第6号に規定する保有個人情報)」を「個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第

1 項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るもの」に改める。

（鶴ヶ島市行政不服審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

1 1 この条例の施行の日前に旧条例第43条第1項の規定により諮問された鶴ヶ島市行政不服審査会の調査権限については、なお従前の例による。